

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和7年9月9日(火) 午後5時45分から 午後7時50分まで
開 催 場 所	所沢市役所 3階 301会議室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤宏一(職務代理)、藤本浩志、 田口義明、長田悦子、片倉博之
欠席者の氏名	小澤峰子、柴田晃
説明者の職・氏名	健康管理課長 一色 義直 健康管理課主査 窪添 俊雄 健康管理課主査 飯塚 奈津子 健康管理課主査 堀田 秀聡 健康管理課主任 望月 麻依加 市民税課長 橋本 博史 市民税課主査 浦山 昌明 市民税課主事 別宮 淳
議 題	(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目 評価書の第三者点検について(諮問第95号) (2) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目 評価書の第三者点検について(諮問第96号) (3) 報告事項 ・市の施設における防犯カメラの設置について (4) その他 ・次回の審議会の日程について
会 議 資 料	資料No.1 諮問書及び添付資料(諮問第95号) 資料No.2 諮問書及び添付資料(諮問第96号) 資料No.3 市の施設における防犯カメラの設置について
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 守谷秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中栄治 市民部市民相談課市政情報センター主査 相馬式子 市民部市民相談課市政情報センター主事 清水悠太 電 話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
守 谷 課 長	・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である6名が出席していることから、会議が成立していることを確認
千 草 会 長	(挨拶)
守 谷 課 長	・事務局職員を紹介
議 長	(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。) ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。)
	議事(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について(諮問第95号)
議 長	では、本日の議事に入ります。審議内容について事務局から説明してください。
田 中 所 長	今回の諮問は、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検に係るものです。国が定めたこの評価に関する規則では、地方公共団体が全項目評価を作成したときは第三者点検を受けるものとなっており、所沢市においては、この審議会が点検をしております。また、この規則では直近の保護評価書を公表してから5年を経過する場合に、保護評価を再実施するよう努めるものとされています。 予防接種の実施に関する事務については、市民に対して予防接種を通知し、マイナンバーを用いて接種履歴等を管理するものでございます。令和3年に事務の対象人数の見直しにより全項目評価書として評価を再実施いたしました。分かりやすく言うと、評価書区分は基礎項目、重点項目、全項目という3つであり、全項目は30万人以上の市民を対象としたものを扱うという形になります。その後、令和4年1月から6月までに評価を再実施いたしました。 今回は国より情報システムの標準化が義務化されたことから、標準化に準拠したシステムへの全面的な入れ替え、およびガバメントクラウドへの移行に伴い評価の再実施を行うものです。 ご審議いただく際のポイントとしましては、諮問書別紙の概要シートに記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報の連携、委託でリスク対策がどのように行われるかということになるかと思えます。
議 長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。それでは、実施機関の職員を入室させてください。

健康管理課 職 員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。 それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
健 康 管 理 課 長	健康管理課では平成25年5月31日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための法律(「マイナンバー法」)」に基づく個人番号制度導入に伴い、健康管理課が所管するところの予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務において、個人番号を保有することになるため、特定個人情報保護評価を行っております。 予防接種記録の保管対象となる人数が約34万人と、30万人を超えますことから全項目評価の作成が必要となり、特定個人情報保護評価指針に則り、パブリックコメント手続を経て、今回の審議会による第三者点検のご審議をいただくことになります。 特定個人情報保護評価書につきましては、重要な変更があった場合や事故が発生した場合、または実施後5年を経過した場合に再実施を行うこととなっております。この度、健康管理システム標準化に係るガバメントクラウドへの移行が、特定個人情報ファイルに対する重要な変更に該当するため、個人情報保護評価を再実施するものでございます。 事前にお配りいたしました評価書素案でございますが、本年6月頃から見直し、追加修正を行い本年8月1日(金)から9月1日(月)までの期間、パブリックコメント手続を行いました。意見の提出は個人の方1名から1件ございまして、掲示する素案の内容で問題ないとの意見をいただいております。 それでは、予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する特別特定個人情報評価書(素案)について簡単にご説明申し上げます。 事前にお配りした諮問書別紙概要シートをご覧ください。 予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務等に関する事務とは、概要シート2段目にあります特定個人情報ファイルを取り扱い、接種日時点において市内に住所があった人の接種記録を健康管理システム上で管理するというものです。 次に、情報連携の概要につきましては健康管理システムから庁内にある統合宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象となる特定個人情報の副本を登録しています。情報連携にあたりましては、統合宛名システムを使用

	し、情報提供ネットワークシステムを通じて他の市町村の照会に応じ自動で情報提供するものです。 続きまして、特定個人情報ファイルの取り扱いにつきましては健康管理システム運用保守業務を株式会社両備システムズに委託しております。 次に、主なリスク対策といたしましては、物理的対策として政府情報システムのセキュリティ制度、ISMAP(イスマップ)に登録されたクラウドサービスを利用してサーバー等の環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っております。 人的対策としましては、定期的な内部監査、情報セキュリティ研修を実施しております。また、情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っております。 技術的対策といたしましては、国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっていることから、事務システムを利用する職員以外から業務データにアクセスすることができないよう制御対策が実施されています。また、システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録することで不正利用を防止しております。 最後に、前回実施からの変更点でございます。 評価書素案48ページから66ページ記載の内容をご覧ください。健康管理システム標準化にかかるガバメントクラウド上への移行の他は大きな変更はございませんが、委託業者の変更、それから法改正に伴う修正がございます。 個人番号制度移行、予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法における予防接種の実施等に関する事務においては、これまで重大な事故等は発生しておりません。これは評価書に基づいたリスク対策が十分に行われているためであると考えております。 一方で、健康増進法関係事務において令和6年1月29日に委託事業者による個人情報漏えいの恐れが発生したことがございました。事実関係を調査の上、委託事業者の適切な管理体制や情報セキュリティの再構築、運営が実施できるように取り組むことといたしております。 今後も本評価書に基づきリスク対策を行い、予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務の適正な執行を心掛けてまいります。 以上で概要の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
田口委員	3点ほど質問させていただきます。 (1)ガバメントクラウド移行に伴う業務フロー変更の有無について 今回の全項目評価は、市民の予防接種記録を管理するシステムを、国が指

	定する標準準拠システムに全面的に入れ替えるとともに、ガバメントクラウドに移行することを受けて実施するというのですが、これによって健康管理課の具体的な業務フローなどに何か変わる点はあるのでしょうか。それとも純粋に利用するシステム上の問題なのでしょうか。 (2) 外部への持ち出しが許可されていない装置について 主なリスク対策のうち、物理的対策の箇所で、「事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出すことはできない」とされていますが、この「事前に許可されていない装置等」とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。また、「外部に持ち出すことはできない」とありますが、悪意のある者が許可の有無にかかわらず持ち出してしまうのを防ぐことはできるのでしょうか。 (3) 委託先での個人情報漏えいについて 令和6年度に発生した市の委託先である埼玉県健康づくり事業団の個人情報漏えい事故では、委託先がサイバー攻撃を受けて個人情報が漏えいしたかもしれないということです。このように、本体のシステム自体は非常に強固に作っていても、委託先等がサイバー攻撃を受けることで、そこから思わぬ漏えい事故も起こり得るということかと思います。この事故の教訓は、今回の全項目評価にどのように反映されているのでしょうか。 以上、3点です。
健康管理課 職 員	1点目の業務フローについては、基本的に予防接種の業務フローは今回の修正では変更ございません。ただし、令和3年度にご審議いただきました全項目評価にてVRSというワクチン接種記録システムへの連携機能を追加しておりましたが、標準準拠システムへの入れ替えとともにこの機能を削除しております。それ以外につきましては変更ございません。 2点目については、事前に許可されていない装置等としましては USB メモリや外部ストレージ、ネットワーク接続機器等を想定しております。また、外部に持ち出すことができないという部分に関しましては事前申請をした作業内容をクラウド事業者が精査し、最小の操作権限が付与されます。データセンターに入場後は、指定された監視エリアにて権限をもったスタッフが付き添いのもと作業を行うという対策がとられております。 3点目の委託先での個人情報漏えい事件に関しては、再発防止策を全項目評価の 22 ページに記載しております。再発防止策としまして、委託先は多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としております。実際には令和7年4月に稼働したという情報を新たに入手しております。健康管理課としましては、委託するにあたり所沢市情報セキュリティポリシーに則り情報セキュリティ等に係る要件を満たしているか、また情報漏えい

	等への対策が十分であるかを引き続き定期的にチェックしてまいります。
田 口 委 員	ありがとうございます。1点目については、ガバメントクラウドに移行するが、健康管理課の業務そのものは変わらないということですね。
健康管理課 職 員	おっしゃる通りです。
田 口 委 員	それから2点目の、事前に許可されていない装置等は外部に持ち出すことはできないというのは、規則通りに行えばそのとおりかと思いますが、許可のあるなしに係わらず、物理的に持ち出してしまふのを阻止できる形になっていると理解してよろしいでしょうか。
健康管理課 職 員	まずデータセンターがどこにあるかというのは公表されてない状況で、中の設備も全くわからない状況です。また、基本的に持ち込みも許可はされてない状況です。どうしてもという状況の場合、持ち込みが認められるかもしれませんが、そこには付き添いの方がずっと見ており、また防犯カメラ等の設置、ログの記録もありますので、こっそり持ち出すというのはなかなか難しいのではないかと思います。
田 口 委 員	尼崎市で3年ほど前に、市民の個人情報が入ったUSBを委託先の従事者が許可なく持ち出して紛失したという事件がありましたが、そのようなことはデータセンターでは物理的にできないということですね。
健康管理課 職 員	現場は直接目にはしておりませんが、いただいた資料等によると基本的に全てのUSBは使用できなくしており、もし許可がでた場合でもアクセスの記録がログに残るということです。
田 口 委 員	データセンターの問題として、そのような形になっているということであればそれを信頼するしかないのかと思います。 最後の3点目は、不幸にして昨年、委託先で個人情報の漏えい事故が起こってしまった教訓を評価報告書の中に書き込んであるということですが、このような委託先から流出してしまうことが起こらないように、評価書22ページの再発防止策の内容において、委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築し、現在稼働されているとのことですので、そういう事態は起こらないようになっていっていると理解してよろしいでしょうか。
健康管理課 職 員	今回のような事象は起きないこととなっております。
田 口 委 員	ありがとうございます。私からは以上です。
議 長	ほかに質問や意見はありますか。
近 藤 委 員	評価書22ページの再発防止策の内容ということで、住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は必ず複数名の職員で確認しな

	が行うことや、住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧および、閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認および許可を受けてから行うとありますが、これは先ほどの田口委員と同じ話かもしれませんが、悪いことをやろうとした人が複数人で確認しないまま行ってしまう、上司に確認しないまま行ってしまうなど、ルールに反する行為ができるのでしょうか。それとも何かシステム上必ず上司の許可が必要であり、例えば番号を入力しないといけないなどのチェックが入る形になっているのか教えていただきたいと思います。
議長	この点についてはいかがでしょうか。
健康管理課職員	基本的にはシステム上の自動連携のため、職員が手で操作することはないものとなります。もし操作するとなれば、上司の許可が必要となり、必ず同伴者をたてる運用規則になっております。
健康管理課長	加えて委員さんの話で言いますと、どのような職員にアカウントを割り振るか、その職員が適切かどうかを管理職の立場で見ることや、必要な検証を行うことで値する人間を選び、それを1人ではなく複数人で操作をさせて報告を求める。さらに、アクセスログでの確認することが、市の情報セキュリティポリシーではありますが、悪意を持った者の行動を防げるということになります。
議長	ほかに質問や意見はありますか。
藤本委員	今、委員の皆様からお話がありましたようにルールを定めたとしても、人による介在や、あるいは委託先業者やシステム組織が介在したとなると、悪意を持った人による情報漏えいを防ぐことは難しいという気がしております。その上でお話をさせていただきたいのですが、もし万が一何かあったときに、所沢市として制度やシステムを含めて、精一杯やれることはやっていたということは言えるわけですね。 委託業者をどのような基準で選ぶかということも当然あるとは思いますが、その点も含めて、スタンダードな基準に従って選定し、運用をしていたということではできているという理解でよろしいのでしょうか。
健康管理課職員	技術的なところは大丈夫です。人的なところについては、例えば予防接種ではマイナンバーを使用するところにおいて、人が参照する、更新するなどの権限を全部削除し、基本的にシステム間で連携するだけにしておくことで、職員や委託先の従事者などが悪意を持って何かを行うことを防ぐことができると考えております。
議長	今の説明でよろしいでしょうか。
藤本委員	はい。
議長	ほかにありますか。
長田委員	基本的なことでは申し訳ありませんが、操作前にIDを必ず複数で操作することは大事だと思いますが、複数のIDを入れなければ操作できないという設定は

	開始の時点においてできることなのでしょうか。
健康管理課 職 員	複数での操作は可能でございます。
長 田 委 員	再発防止策として評価書に記載のとおり、最初の段階で必ず複数でログインしないと操作できない設定になっているのでしょうか。
健康管理課 職 員	予防接種の健康管理システムに関しては操作する権限がないため、何人であつても操作することができない状態となっております。 仮に操作しようとする場合には、住民基本台帳ネットワークシステムや統合宛名システムにて操作を行う必要があり、一人では操作できないものとなっております。
議 長	今の説明でよろしいでしょうか。
長 田 委 員	はい。
議 長	ほかにありますでしょうか。
田 口 委 員	先ほど、事前に持ち出しが許可されていない装置について説明をいただきましたが、少々イメージがしにくいです。こちらは個人が持ち運びできるような性質のものなのでしょうか。
健康管理課 職 員	個人が持ち運びできるものを想定しております。
田 口 委 員	個人が持ち出して部屋の外に出て行ってしまうことができるようなものということでしょうか。
健康管理課 職 員	持ち歩いてサーバーに繋ぐことはできると思いますが、そこは誰かしらが見ているということです。
田 口 委 員	そうしますと、物理的に阻止することはなかなか難しいけれども、対策もあわせて、総合的に悪意のあるような人が持ち出すことはできないようになっているということでしょうか。どうしてもこのような部分は残りうるということですね。
健康管理課 職 員	おっしゃる通りです。
田 口 委 員	完全にリスクをゼロにすることはできないけれども、限りなくそれをゼロに近づけるような努力はしなければいけない、ということですね。
健康管理課 職 員	おっしゃる通りです。
健 康 管 理 課 長	委員さんのご懸念の通り、リスクをゼロにすることはできませんが、持ち運びができるものに簡単に複製ができないような仕組みは当然のことながら施されているということが前提になっており、リスクをなるべくゼロに近づけるための努力を総合的に行っているということを確認していることになります。

田 口 委 員	そうしますと、リスク対策を常に限りなく徹底するように努力する、その努力が不可欠だということですね。これで絶対にリスクゼロというのはなかなか考えにくいでしょうから、限りなくリスクを減らすような工夫をいろいろなアプローチで行っているということですね。リスク対策は常に努力を徹底しなければいけないということは理解できました。
議 長	他にありますでしょうか。
片 倉 委 員	主なリスク対策のなかの人的対策に、定期的な内部監査というものが記載されています。この定期的な内部監査というのは、具体的に何か項目などが決まっているものなののでしょうか。 そして、定期的という定義についてですが、1年に1回というように決まっているものなののでしょうか。 また、事前に公表されないで抜き打ちで行うものなのか、具体的な内容をお聞きできればと思います。
健康管理課 職 員	内部監査の内容につきましてはチェックリスト等がございますので、内容は定まっているものになります。 定期的という部分に関しましては、現在年1回内部監査を行っていますが、時期につきましてはその年によって異なります。
片 倉 委 員	これは事前に公表されてということでしょうか。
健康管理課 職 員	直前になります。
片 倉 委 員	直前では何かを準備したり、隠したりというようなことはないのでしょうか。
健康管理課 職 員	そのようなことはございません。
片 倉 委 員	ありがとうございます。
議 長	他にありますでしょうか。
	(質問等なし)
議 長	それでは、審議の結果、評価書の内容を認めたという答申を出すということによろしいでしょうか。
田 口 委 員	今日の議論を踏まえて考えると、評価書自体は問題ないということで結構なのですが、ただご説明をいろいろ伺いますと、重要なことは評価書に記載されている物理的、人的、技術的な対策が実効性を持って確実に実行されるということだと思います。リスクを100%なくすということは困難なかで行うわけですから、対策がいかに実効性を持つかという、そこが最も大事だと思います。 特に市の本体だけではなくて、委託先がサイバー攻撃などを受けて、個人情報等が漏えいしたかもしれないというようなことは現実には起こっているわけで

	すので、委託先も含めてリスク対策の徹底を図ることが何よりも大事だと、そのような趣旨を答申のなかに織り込んでいただけたといいのかなと思いました。
議 長	いかがでしょうか。その点は織り込んでいただけますでしょうか。
事 務 局	承知いたしました。
田 中 所 長	それでは、答申の文面について確認させていただきます。 「諮問第 95 号答申」 本件諮問の対象は、標準化に準拠したシステムへの全面的な入れ替え等に伴う「予防接種法および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務」に係る特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施について、所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を行うものです。 全項目評価書については、市民の特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策が講じられていることから、おおむね問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、評価書の記載内容が十分に遵守されるように、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することにより、リスク対策の徹底に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先に対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先における個人情報の取り扱いを把握するよう求めます。 以上です。
議 長	委員の皆様は、それでよろしいでしょうか。
委 員	(了承)
議 長	続いての審議に移ります。審議内容について事務局から説明してください。
田 中 所 長	今回の諮問はマイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。概要は先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。 個人住民税課税に関する事務につきましては、平成 27 年、平成 29 年、令和 4 年、令和 6 年に評価の再実施を行っております。今回は、個人住民税の電子申告が開始されるにあたり、評価の再実施を行うものです。 先ほども申し上げましたが、評価書をご審議いただく際のポイントとしては、評価書の別紙の対応シートに記載しておりますがどのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報連携、委託リスク対策がどのように行われるのかということになります。 また、評価書別紙の概要シートの最後に、最近の事例として今年7月の職員による不祥事について記載しております。
議 長	審議すべき事項の概要については事務局の説明の通りです。それでは、実

	施機関の職員を入室させてください。
市 民 税 課 職 員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検を行うものです。それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
橋 本 課 長	事前にお配りいたしました評価書素案でございますが、本年6月ごろから見直し、追加修正を行い、8月1日から9月1日までの期間、パブリックコメント手続きを行いました。なお、意見の提出はございませんでした。 それでは、資料No.2 諮問第96号概要シートの1段目、制度事業の概要欄をご覧ください。 地方税法に基づき、原則として1月1日現在で、所沢市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対し、個人住民税を賦課しております。個人番号につきましては、賦課に必要な所得・控除等の情報における個人特定に利用しており、適正な課税事務の執行を図っております。 この度、個人住民税申告の電子化に伴い、マイナポータルのマイナポータル申請管理からの申告データの受信が可能になりますが、これが特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、当該評価書、全項目評価について記載内容を見直した上で、評価の再実施を行うものです。 簡単に説明いたしますと、令和4年度の税制改正により、地方税法令上、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告申請手続きについて、実務的な準備が整ったものから順次 eLTAXでの対応を拡大することとされ、個人住民税申告については、令和8年度申告分から電子化を開始することに伴うものでございます。 なお、昨年度、税系システム標準化に係るガバメントクラウド上への副本データの移行が、特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、個人住民税課税事務に関する特定個人情報保護評価書の全項目評価の再実施を行っております。 次に取り扱う特定個人情報ファイルにつきましては、概要シートの2段目に記載の個人番号と、基本4情報といわれる氏名、住所、性別、生年月日、その他、地方税関係情報等でございます。 次に3段目の情報連携の概要につきましては、税系システムから庁内にあります統合宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象の特定個人情報の副本を登録しております。情報連携にあたりましては、統合宛名システムを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて、相手方機関の照会に応じ自動で情報を提供します。 相手方機関は、社会保障の給付、保険料の算定および減免手続等において所得情報を参照し、市民から所得証明書の提出を省略することで市民の負担軽減を図っております。 次に、4段目の特定個人情報ファイルの取り扱い委託の概要でございますが、委託名と委託内容につきましては記載の通りでございます。 次に裏面1段目の主なリスク対策といたしましては、物理的対策として、政府情報システムのセキュリティ制度 ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスを利用し、サーバー等の環境には認可されたものだけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っております。

	人的対策といたしましては、情報セキュリティ研修を実施しているとともに、定期的な内部監査を行っております。 技術的対策といたしましては、システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴を記録することによって、不正利用を抑止しております。 最後に直近の報道についてご説明いたします。所沢市上下水道局の主任級職員は、市民税課に在籍していた令和5年1月から3月にかけて、市・県民税や保育料の負担軽減を目的として、自身および配偶者の親族の個人情報を不正に取得したものです。 具体的には、自身および配偶者の市・県民税の申告という私的な用途であるにもかかわらず、市民税課で管理している市民税課専用の市長公印を無断で使用し、公用申請として親族の戸籍謄本等を取り寄せ、そこで得た氏名、生年月日、住所等の情報をもとにマイナンバーを不正に入手し、そのマイナンバーをもとに、親族の所得状況等を調べ、親族を扶養している事実がないにもかかわらず、市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、市・県民税の還付を受けたとか、市民税の課税額をもとに算出される保育料の減額を受けたものです。 これらの行為は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、(いわゆる「番号法」)マイナンバー法第52条、刑法第156条虚偽公文書作成罪に違反するものでございます。 続いて、再発防止策でございます。1点目、住民基本台帳ネットワークシステムの操作は必ず複数の職員で確認しながら行う。2点目、住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧および閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認および許可を受けてから行う。3点目、住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育研修にて改めて注意喚起を行う。その他、市民税課専用の市長公印につきましては、決裁書類と押印する書類を突合しながら市民税課長自らが押印することを実施しております。 この度はこのような事態が生じ市民の皆様の信頼を損なう結果となったこと、関係機関にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。 最後に前回実施からの変更点でございますが、評価書素案の60ページから72ページをご覧ください。個人住民税申告の電子化に伴い、マイナポータル申請管理からの申告データの受信が可能となることに関連する事項の他は、先ほどご説明いたしました元職員のマイナンバー不正取得、不正利用に関する事項等の追加記載を行っております。 今後も本評価書に基づきリスク対策を行い、個人住民税課税事務の適正な執行を心がけてまいります。 以上で概要の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますでしょうか。
田口委員	1点目は、今回全項目評価を再実施した直接的なきっかけは、概要シート「事業の概要」の第2段落、「この度、個人住民税申告の電子化に伴い、マイナポータル申請管理からのデータの受信が可能になります。」という記載に伴い全項目評価を実施するということですが、この記載が具体的にどういうものなのか捉えにくいので、教えていただければと思います。申告にあたってマイ

	マイナポータルから自分の過去の申告データ等の受信が可能になるという市民ベースの話なのか、あるいは市役所や委託先において業務実施方法、業務フロー等が何か変わる部分はあるのかどうかという点を教えていただければと思います。 そして、これが「重要な変更」に該当するため全項目評価を再実施した」とあります。重要な変更にあたるかどうかは、基本的に国の個人情報保護委員会が定める指針において詳細に規定されているのかと思いますが、本件では、どのような点が重要な変更にあたるのか教えていただければと思います。 2 点目は、先ほどご説明をいただいた直近の報道についてです。個人番号の不正取得を踏まえた再発防止策として3点記載がありますが、故意や悪意を持って不正取得や漏えいをしようとする人に対して、このような再発防止策で十分な防御策になるのかどうか、お考えをお聞きたいと思います。
橋 本 課 長	1 点目のご質問、個人住民税の電子化に伴うマイナポータル申請管理からの申告データの受信の具体例を個人情報保護委員会が定める方針に対して、本件が個人情報保護評価書の変更を必要とする重要な変更にあたるのかという点で当たるのかということだと思います。 初めに個人住民税の電子化に伴うマイナポータル申請管理からの申告データの受信の具体例につきましてお答えいたします。 令和8年1月より、個人住民税の申告が電子化し、地方税ポータルシステムから個人住民税の受信が可能になります。これにより、地方税ポータルシステムよりマイナポータル申請管理に送信された申告データを、地方自治体を受信することが可能になります。具体的には、住民がインターネット上で個人住民税を申告し、地方自治体で電子データで申告書を受信できるようになります。なお、今回の変更に伴って賦課事務の実施方法に変更はありません。電子データで受信をいたしますが、従来の申告書と同様の扱いにする予定でございます。 次に、個人情報保護委員会が定める指針に対して、本件が特定個人情報保護評価書変更を必要とする重要な変更にあたるのかという点でございますが、特定個人情報保護評価指針第6(2)「重要な変更」には次のような記述がございます。 「特定個人情報ファイルに対する重要な変更とは、重点項目評価書、又は全項目評価書の記載項目のうち、この指針の別表に定めるものについての変更とする。」 今回は、全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報の入手元に変更が加わりという、この部分が重要な変更にあたります。具体的には、マイナポータル申請管理から住民税申告を受信することが特定個人情報の入手元の追加に当たり、重要な変更となります。 続いて2 点目のご質問、故意・悪意を持って不正取得や漏えいをしようとする

	る人に対する防御策についてですが、ご指摘の通り、職務上権限を与えられた職員が故意・悪意を持って不正行為を行うことを完璧に防御するというのは困難であると感じております。これまで住基ネットの操作は、1 人の職員が単独で行っておいりましたので、再発防止策として複数の職員による操作といたしました。しかし、その複数の職員が結託して不正を行ったとしたら、また、普段は事前に上司の確認許可を受けることについて、その上司も結託して不正を行ったら、これは事前に防ぐことは困難だと感じております。それでも複数の職員が関わることで、相互監視的効果はあると考えております。 本事案につきましては、先日、デジタル庁の職員が再発防止のスキームを検討する目的でヒアリングを行い、今回、住基ネットシステムと統合宛名システムという2つのシステムの操作が行われましたが、双方の権限はマイナンバー担当に与えられており、業務の迅速な遂行上、同一人物がアクセスできておりました。この点について、デジタル庁側からは権限を分けてリスクを分散することの提案を受けましたので、実施の方向で検討しております。 なお、職員に対する教育研修につきましては、不正を行った職員は懲戒免職の処分を受けたことやマイナンバー法違反の罰則は強化されており、職員が職権を乱用して特定個人情報記録された文書等を収集した場合、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられますことから、本事案を戒めといたしまして、今後配属されてくる職員に対し情報セキュリティに係る研修をしっかりと行い、職員のセキュリティ意識と知識を高め、あわせてコンプライアンスの遵守の徹底を図ってまいります。 以上でございます。
田 口 委 員	1 点目はやはりマイナポータル申請管理のイメージがなかなか一般にはつきにくいということで、これは国のデータベースのようなものなののでしょうか。それともデジタル庁や総務省の管理なのか、どう理解したらよろしいのでしょうか。
市 民 税 課 職 員	地方税をとりまとめているサイトというものがございまして、その中で個人住民税の申告を行う機能が用意されております。そこから市にデータを送っていただき、それを受けて市の方で申告されたということで作業が進んでいくような流れになっていきます。
田 口 委 員	そうすると、どの自治体に住んでいるかに関わりなく、地方税のデータを一括管理しているところに市民が申請をするとデータが入り、個々の自治体はそこからデータを受信し、市民税の業務を行うフローになるということでしょうか。
市 民 税 課 職 員	おっしゃる通りですが、地方税共同機構のマイナポータル申請管理が一括してデータを管理とするというよりは、申告データを一時経由してくるというイメージの方が正しいのかと思われます。
田 口 委 員	市民税は、所沢市民であれば通常は所沢市に申告するわけですね。市

	役所に来庁し申告を行っていたのが、マイナポータルを通じて申告を行うと、マイナポータルから所沢市は情報を得て業務を行うということでしょうか。
市 民 税 課 職 員	申告者は自身のお住まいの自治体を登録した上で申告作業を行うため、マイナポータルにて例えば所沢市民のAさんが所沢市という情報をつけて申告を行うと、マイナポータルから所沢市にその人のデータが送られてくるというものになります。
田 口 委 員	それ以前は、基本的に所沢市民の方の税金関係は所沢市だけで管理をしていたのか。
市 民 税 課 職 員	この後も所沢市民の税金の管理は当然所沢市で行うものであり、マイナポータルは全体の税データを持っているわけではなく、市民が申告した内容だけがお住まいの自治体に情報として送られるという流れになります。
田 口 委 員	なかなか市民税の申告は一般の人には馴染みがないというか、通常は税務署に確定申告をすると、そのデータが各市に送られ、市民税の納付に関する連絡が来るわけですので、税務署経由で行う人が多いと思います。 国の税務署に所得税を納めるほどの所得がないような場合に市役所に申告されるのかと思いますが、今後はマイナポータルに情報を入れると所沢市にもデータが反映されるという情報の流れができるので、それが重要な変更該当する。課税データの入手元、マイナポータルの管理のところ、そこから入手するような流れが出てくるため、重要な変更該当して、それ伴うリスク等がないかどうかをチェックしたということですね。 2 点目の今回の事件に伴う話として、今日の前半でも出てきた話ですが、3 項目の再発防止策を基本的にやっていくということで、それ自体は非常に重要な話ですが、3 項目の再発防止策が完璧なものでは必ずしもないということですね。悪意のある人に対する防御策としては 100%防ぐということとはできない。ただし相互監視の効果等があって、可能な限りリスクをミニマムにしていこうということで今後行っていくという基本的なスタンスと理解してよろしいですね。
市 民 税 課 職 員	おっしゃる通りです。
田 口 委 員	ありがとうございます。私からの質問は以上です。
議 長	ほかに質問等がありますか。
長 田 委 員	田口委員がおっしゃった内容と同じなのですが、住民税の申告を個別になさる割合は多いものなのでしょうか。 確定申告からデータが流れていくので数字は一致しなければならない。そうすると、所沢市に住民税の申告データが送られた場合には、国税にもデータを送付するというのでしょうか。
市 民 税 課 職 員	市民税として受けた申告の情報を税務署に連携することはございません。そのため原則は、所得税の申告をする必要のない方ではあるものの住民税は申告しなければいけない方がおります。このような方が、マイナポータル

	の電子申告していただくと、例えば紙での申告や、あるいは市役所までお越し いただかなくても手続きができるようにするような形になります。
長 田 委 員	当然、申告には紙も残っていくわけですね。
市 民 税 課 職 員	おっしゃる通りです。
長 田 委 員	そうすると大半は紙の申告というイメージがどうしてもありますが、所沢市とし てはこれからマイナポータルによる申告に移していきたいという考えなのでは うか。
市 民 税 課 職 員	全国的な流れとして地方税の場合は eLTAX、所得税等国税の場合は e-Tax にて DX 化を進めていきたいという国の方針がありますので、それに従 って地方自治体も同じように申告自体を紙ではなく、インターネットを使用して 申告ができるようなシステムを構築しておくということです。 当然、紙での申告しか対応できない方に対して、「もう紙では受け付けませ ん。」という形にはまだなっているわけではございませんが、全国的な流れとし てはそのような形になっているということです。 また、全体の件数から大体どれくらいかというのは、これがなかなか難しく、 例えば一般のサラリーマンの方は会社から特別徴収での手続きになりますの で、そもそも確定申告や市・県民税の申告をしない方も多いのかなと思いま す。それらの方も含めた上で、実際に紙での住民税の申告をされる方がどれく らいの割合かというのは算出できないものになります。
長 田 委 員	このシステムの話ではないのですが、個人番号と 4 情報がありますよね。こ の 4 情報は氏名、住所、生年月日、性別とありますが、戸籍のように振り仮名 は入りますか。
市 民 税 課 職 員	今の時点では氏名に振り仮名は入らないと思われます。
長 田 委 員	所沢市は入らないですけど、例えば入間市とか既に住民票の写しに入って いるところはありますよね。
市 民 税 課 職 員	住民票に入っているからといって、この特定個人情報ファイルの概要で扱う 情報に入間市の情報も入っているかという、おそらく住民票のシステム上 にあるだけで、この概要の中に入っている情報には該当しないと思われます。
長 田 委 員	特定個人情報ファイルの概要はこの 4 情報であるというのは、もう全国一律 で決まっているのですか。
市 民 税 課 職 員	特定個人情報ファイルと呼ばれるものは基本的にマイナンバーを含んでい る個人情報のデータを集めたものという意味です。ただ、そのマイナンバーと いうのは当然この 4 情報、氏名、住所、性別、生年月日が紐づくようなものにな っているため、基本的に入ってくると思います。そこに振り仮名が入るとかある いは他の情報が入るとかっていうのは、それぞれの事務や自治体によってファ イルの形式が変わるということです。

議 長	ほかに質問等がありますでしょうか。
近 藤 委 員	すいません、話がずれてしまうかもしれませんが、今の特定個人情報ファイルの概要のところの基本情報の中に性別がありまして、今、性別を言いたくないという方もいらっしゃるのかなあと思うのですけれども、ここで言う性別は男か女かっていうだけなのでしょうか。
市 民 税 課 職 員	おっしゃる通りです。今のところ、住民票や戸籍に載っている性別がつけられているものになります。
近 藤 委 員	これも、今のところは性別も必要だという考えから、これが入っているということなのでしょうか。
橋 本 課 長	ジェンダーとか個の時代において、今後、性別がどのような形になるかということについては、例えばこの4情報は市民税課の窓口で受け付けているということではありませんので、場合によっては時代の状況に応じてこの部分が変わるという可能性は否定できないとは思いますが、今現在、基本情報と言われるものは、この4つということになっています。
近 藤 委 員	承知しました。
議 長	ほかに質問等がありますか。
藤 本 委 員	裏面の再発防止のところで、例えば「上司の確認および許可を受けてから行う」とありますが、システム上、上司の許可が得られたら上司がセキュリティのロックを外すような仕組みになっているか、それとも許可を得ていなくても操作ができるものなのかという点です。 ログを取るためいずれにしても不正を行った場合の記録は残るが、防犯カメラと一緒に、その場で不正行為はできてしまうため必ずしも犯罪を抑止するものにならないかと思いますがいかがでしょうか。
橋 本 課 長	ひとつの例として、住基ネットのシステムにつきましては市民課が管理しておりまして、市民税課の職員も権限が与えられた職員のみが、なおかつ市民課に行かないと操作できないという形になっております。 一方で、操作の許可をするのは私ですが、私がどこかのシステムをクリックすることで市民課にて閲覧できるという連動システムにはなっておりません。 今のところは、最終的には委員がおっしゃっているように、疑わしい場合はログの確認に頼らざるを得ないと思います。
議 長	ほかに質問等がありますか。
片 倉 委 員	先ほどの議論の中にも出てきましたログは記録として残しておくことは非常に大切なことだと思いますが、そのログの確認をする作業というのは、どのような頻度で行われるものなのでしょうか。 そして、ログを確認することで不正が簡単に見分けられるものなのでしょうか。

橋 本 課 長	現在ログを一定の期間に分割して、所管での確認を行うようなシステムや制度にはまだなっていません。当然、システムを所管する市民課は定期的な監査に基づいてログ等の確認は行っているところではありますが、通常の件数から何件が多いとかってというようなことだけをもって不正だというような形での監査のチェックにはなっていません。 ただ、今回このような事件を受けましたことから、いずれどこかの段階になるのかなと思いますが、事後のログのチェックについて定期的な形で行うことも必要なのではないかとこのところは庁内の議論にはなっております。 最終的に決定するのがシステムを所管する市民課と市民部になっておりますので、そこで決定されたものにつきましては使用する側の我々の方としてはそれに従うという関係でおります。
片 倉 委 員	やはり牽制という意味で、非常にログの記録が重要だと思っております。ログを有効に活用する方法を検討していくことは重要と思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	ほかに質問等がありますか。
田 口 委 員	質問については概ね理解いたしました。今回の全項目評価が基本的に個人住民税の申告の電子化という大きな流れとして不可避の対応方法だと思えます。それに対応してリスク対策も、評価書を見る限りしっかりと取られていますので、内容的には特に問題はないと思えます。 ただ、重要な点は、前半の議論とも同じなのですが、ここに書かれているようなリスク対策が実効性を持って確実に実施されるということだと思います。特に市民税の課税事務については、委託業務が 6 件もあり、委託先が非常に多く、しかもその一部には再委託もあることから、この委託先や再委託先への安全管理措置の徹底をやっていかなければいけないと思います。また、その他、職員の研修などをしっかりやっていかなければいけないということで、このような委託業務などにも広がりのあるところでの対応をしっかりとやっていくことが極めて大事なのではないかと思います。 評価書自体については問題がないと思いますが、その点についてしっかりと実施をしていただきたいと思います。
議 長	何かありますでしょうか。
橋 本 課 長	今ご指摘いただいた点につきましては、こちらとしてもしっかりと対策をしていきたいと思っております。 特に今回の事件は、先ほど委員さんがおっしゃられた委託先が多く、委託業者から漏えいしたという性質とは違い、職員からということですので、全庁を挙げて対策にあたりつつ、また引続き委託する業務が多いため、そちらの方の管理や研修などについてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

千 草 委 員	最後に先ほどの話のなかで国税を払ってないが、住民税を払っている人がいるとありましたが、どのような場合が想定できるのでしょうか。 また、固定資産税などの地方税固有の税目との連動は将来的に考えていられるのでしょうか。
市 民 税 課 職 員	所得税を払っていなくて住民税だけ払っているということについてはあまり考えられないところです。 住民税の情報を国の方に提供することはないのですが、逆に所得税について確定申告された方の情報は、市にもその情報が提供されるような流れになっております。その中で所得税の申告する必要のない人、例えば年末調整で済ませてしまった方であるとか、そのような中で住民税の申告をしないと、収入があったのか、なかったのかか分からないような状態になりますので、収入がなかった旨を申告していただくというケースが一番多いかなといったところです。 その他、固定資産税などとの連携については今のところ連携するという話は聞いておりません。 一方でこの eLTAX を通じての申告については従前法令で個別列挙していた手続きがありまして、法人住民税や事業所税の申告、給与支払報告書の提出、事業所税の申告、固定資産税のうち償却資産の申告等につきましては既に行われております。令和 4 年度の税制改正に伴いまして全ての申告申請の手続きをオンライン化することから、最初に軽油取引税の申告を令和 6 年の 10 月から、そして最後に個人住民税の申告というのが令和 7 年末から行われることに伴い、今回このような形で評価書を見直したということです。
議 長	その他何か意見等がありますでしょうか。
委 員	(意見なし)
議 長	それでは、審議の結果、評価書の内容を認めたとした答申を出すということでもよろしいでしょうか。答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員から確認を行うこととしますが、事務局はそれでよろしいですか。
田 中 所 長	はい。分かりました。
議 長	それでは、審議のまとめに入る前に 5 分間の休憩をとりたいと思います。実施機関の職員は退席してください。
市 民 税 課 職 員	(退室)
	(休憩)
議 長	それでは再開いたします。 事務局は答申の案を読み上げてください。

田 中 所 長	「諮問第96号答申 本件諮問の対象は、個人住民税の電子申告の開始に伴う「個人住民税課税事務」に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価書については、市民の特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策が講じられていることから、おおむね問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守されるように、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することにより、リスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先や再委託先などに対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先や再委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。」 以上でよろしいでしょうか。
議 長	委員の皆さんはそれでよろしいでしょうか。
委 員	(了承)
議 長	続きまして、議事(3)報告事項に移ります。報告事項1件について事務局から説明をお願いします。
田 中 所 長	それでは、資料No. 3 市の施設における防犯カメラの設置に関する報告になります。今回、この期間に登録があったものは、今年の5月に保健センターの1階、こころの健康支援室のカウンターおよび廊下に設置したという報告がありました。 担当職員に対しての聞き取りによると、設置した理由については、こころの健康支援室は心の障害をお持ちの方がいることから、急に暴れる方もいらっしゃる。そのためにカメラを設置したとのことでした。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明について、委員の皆様から質問や意見はありますでしょうか。
委 員	(意見なし)
	議事(4) その他
議 長	それでは議事(4)その他に移ります。何かございますか。

田 中 所 長	(今期の任期は9月末であること及び次回の日程について報告)
議 長	委員の皆様からは何かございますか。 特に無いようですので、本日の審議を終了いたします。 以後の進行を事務局へお返しいたします。
守 谷 課 長	・会議の閉会を宣言

以上